

令和8年度 近畿地方整備局（港湾空港関係） 総合評価落札方式の新たな取り組み

令和8年3月25日

近畿地方整備局 港湾空港部

MEMO

【3/25説明会からの修正箇所】

P20:【旧】企業の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和
【新】技術者の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和

P23:【旧】C評価 全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円以上 かつ 契約件数が5件以上
【新】C評価 上記以外

P25～26:【追記】※上記の合計は、ワークライフバランスの点数を除く

P27:【修正】賃上げの配点

	工事	業務
新規	下請け施工実績の評価(港湾しゅんせつ工事の試行) 【P15】	技術者の手持ち業務量进行评估する試行(近畿試行) 【P23】
	競争参加資格の一部緩和 (施工実績の緩和(ブロック製作工事)) 【P16~17】	
拡充	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰の 評価項目の追加について 【P6】	業務チャレンジ型の評価項目の見直し 【P20~21】
	地元企業活用審査型JV工事の試行 (JV構成員の船舶保有を評価) 【P12】	
	地元企業活用審査型の試行 【P13】	
	地元作業船活用審査型の試行 【P14】	
運用改善	「オーバースペック等」の一部項目の見直し 【P3~4】	過去3年間の平均業務成績点の配点 【P22】
	地元企業活用審査型の評価基準の見直し 【P5】	
	自主的社会活動の評価の見直し 【P7】	
	配置予定技術者の能力(現場代理人及び担当技術者の 施工経験における評価の緩和) 【P8】	
	オーバースペック等のうち監督職員の承諾が必要な場 合の提出書類の緩和 【P9】	
	施工体制の評価方法の変更 【P18】	
	賃上げを実施する企業の評価 【P24~26】	

工事

「オーバースペック等」の一部項目の見直し(1/2)

工事の総合評価方式における技術提案については、「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」において、オーバースペック、標準的項目及び承諾が必要な項目の3項目に分類し、評価しない技術提案の事例を公表している。

オーバースペック等の理由により評価しない 技術提案の事例の公表について (総合評価落札方式)

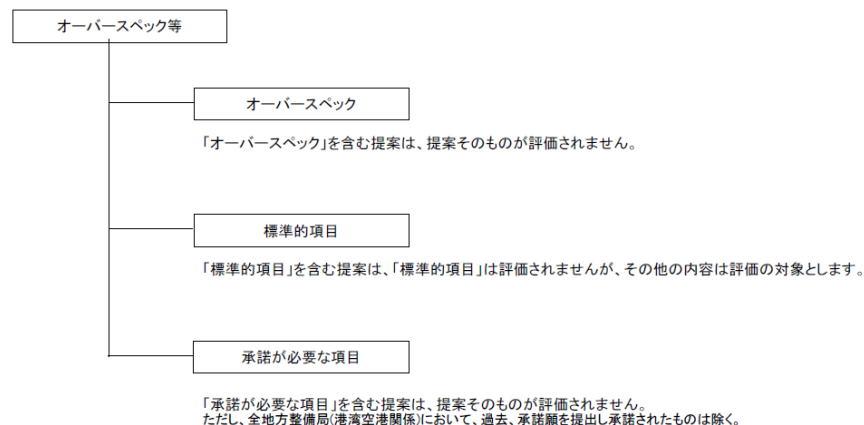
国土交通省近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注する総合評価落札方式を適用する工事において、評価しない技術提案の事例を公表します。

なお、本事例に記載がないものでも、オーバースペック等と判定し、評価しない場合があります。

また、個別の工事においても、評価しない項目について、入札説明書等で示している場合がありますので、併せてご確認下さい。

令和6年4月

近畿地方整備局 港湾空港部



【改訂履歴】

改訂日	改訂箇所			改訂内容
	No	工程区分	分類	
令和4年4月1日付	27	安全	オーバースペック	削除
令和5年3月14日付	170	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	171	浚渫・床掘	標準的項目	追加
令和6年4月1日付	172	浚渫・床掘	標準的項目	追加

オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について(R6.4)

<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/file/business/img/r060401.pdf>

「オーバースペック等」の一部項目の見直し(2/2)

■「オーバースペック等」の一部項目の削除

- 下記項目を「オーバースペック等」から除外する。
- ・オーバースペック(グラブバケットの規格・形状・付属物を付ける提案)
 - ・承諾が必要な項目(コンクリートの養生方法)

1. 下表の項目を「オーバースペック等」から除外する

「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について」のリストから、下記項目を削除する。

オーバースペック

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
11	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの規格に関する提案	規格の大小に関わらず規格に関する提案	
12	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットの形状に関する提案	密閉バケットや平バケット等を用いる提案	
13	浚渫・床掘	オーバースペック	グラブバケットに付属物を付ける提案	調整ユニット等による余水の低減	

承諾が必要な項目

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
108	コンクリート	承諾が必要な項目	コンクリートの養生方法		

■その他修正項目

1. 下表の項目を修正する

承諾が必要な項目

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
88	共通事項	承諾が必要な項目	数量、図面の変更		



承諾が必要な項目

新No	工種区分	分類	評価しない項目	評価しない具体例等	備考
88	共通事項	承諾が必要な項目	設計図書の変更		

地元企業活用審査型の評価基準の見直し

競争の公平性確保のため、過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均を段階的に評価する。

【現行】

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点				
地元一次下請企業の工事成績等	過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 (元請が地元企業の場合も含む)	※2	2点	3点	6点		
	過去5カ年の地元企業の下請表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上〇〇点未満であること。 過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の実績がない場合は、令和●年度に元請として完成し、引渡し完了した〇〇府・県発注の工事のうち工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 (元請が地元企業の場合も含む)		1点				
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)	※3	1点			3点	
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む)で評価	※4	3点	3点			
				2点				
				1点				
				0点				

項目	留意点等
※2	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対しそれぞれ10%以上となる全ての企業を対象とし、各企業が評価基準を満たす実績を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす実績を有する場合も評価する。
※3	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対し10%以上となる1者以上の企業を対象とし、評価基準を満たす下請け表彰を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす下請け表彰を有する場合も評価する。
※4	地元企業(元請が地元企業の場合を含む)を当該工事において、入札金額に対し総額で10%以上活用することが確約出来る場合に評価する。

【見直し】

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点				
地元一次下請企業の工事成績等	過去5カ年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定平均点 (元請が地元企業の場合も含む)	※2	80点以上	3点	6点		
	過去5カ年の地元企業の下請表彰	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)		78点以上から80点未満			2点(1点)	
76点以上から78点未満				1.75点(0.87点)				
74点以上から76点未満				1.5点(0.75点)				
72点以上から74点未満				0.75点(0.37点)				
70点以上から72点未満				0.5点(0.25点)				
70点未満	0.25点(0.12点)							
0点	0点							
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	過去5カ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 (元請が地元企業の場合も含む)	※3	1点	3点			
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業の活用比率(元請が地元企業の場合も含む)で評価	※4	3点			3点	
				2点				
				1点				
				0点				

項目	留意点等
※2	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対しそれぞれ10%以上となる全ての企業を対象とし、各企業が評価基準を満たす実績を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす実績を有する場合も評価する。 なお、過去5カ年に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定の実績がない場合は、令和●年度に元請として完成し、引渡し完了した〇〇府・県発注の工事のうち工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点で評価することとし、表中()書きのとおり1/2程度とする。
※3	本工事に一次下請けとして契約を予定する業者のうち、地元企業として下請比率が入札金額に対し10%以上となる1者以上の企業を対象とし、評価基準を満たす下請け表彰を有することを確約する場合に評価する。なお、元請が地元企業の場合で、評価基準を満たす下請け表彰を有する場合も評価する。
※4	地元企業(元請が地元企業の場合を含む)を当該工事において、入札金額に対し総額で10%以上活用することが確約出来る場合に評価する。

見直し後 (令和8年4月1日以降に公告する案件を対象)

評価項目	評価内容	評価基準	注釈	配点	
企業の能力等	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	※3	1点 (0.5点)	
	安全管理優良請負者表彰				
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰)				
	技術開発に関しての表彰				
	表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)		1点 (0.5点)	
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無		1点	
	工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)の「工事成績評定優秀企業」として認定された企業		1点	
下請の表彰	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点			
技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、港湾潜水技士、 コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者の配置の有無	登録基幹技能者	※4	2点	
		建設マスター 建設ジュニアマスター			① 鉄筋、型枠、コンクリート圧送【ケーソン製作に適應】 ② 海上起重【浚渫工、ケーソン・ブロック等据付、海上地盤改良工に適應】
		港湾潜水技士			① とび工、大工、コンクリート工【ケーソン製作に適應】 ② しゅんせつ工、建設機械運転工【浚渫工に適應】 ③ 建設機械運転工、潜水士(潜水作業がある場合)【ケーソン・ブロック等据付に適應】 ④ 建設機械運転工【海上地盤改良工に適應】
		特別港湾潜水技士 一級港湾潜水技士		2点	
コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者	過去5ヵ年(令和●年度から令和●年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	1点			
				2点 (1点)	

※3: 過去5ヵ年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関しての表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡しが完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。

※4: 本工事に対応する基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、港湾潜水技士又は**コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者**を配置できる場合に評価する。「**コンクリート構造物品質コンテスト表彰(技能者)の受賞者**」は、特別優秀技能者:上段、優秀技能者及び優良技能者:下段()の点数とする。

企業における社会貢献の更なる向上を目的とし、総合評価において海洋環境保全活動の評価を実施して来たが、令和5年度の新型コロナウイルス感染症の5類感染症の移行を受けて、評価する実績対象期間を「過去4カ年」から「過去2カ年」に戻す。

■実施概要

過去2カ年の内、海洋環境保全活動の実績がある場合に評価を行う。

【現行】

評価項目		評価基準	配点		
社会・地域 貢献	自主的社会活動	過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	2点	Max 2点	
		過去4カ年(令和●年度から令和●年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	過去4カ年の内、複数年の活動に支援		1点
			過去4カ年の内、単年の活動に支援		0.5点



【見直し】

評価項目		評価基準	配点		
社会・地域 貢献	自主的社会活動	過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	2点	Max 2点	
		過去2カ年(令和●年度から令和●年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	過去2カ年の内、複数年の活動に支援		1点
			過去2カ年の内、単年の活動に支援		0.5点

配置予定技術者の能力について、現場代理人や担当技術者として従事した施工経験で当該工事の競争参加資格として求める資格を有していない場合、競争参加資格としては認めているものの、加点はされない状況であった。

今回その内容を見直し、現場代理人や担当技術者として従事した施工経験であれば、当該工事の競争参加資格として求める資格を有していない場合でも加点する評価の緩和を図る。

施工能力評価型 (I 型)【施工計画重視型】の例

現
行

評価項目	評価内容			評価基準		注釈	配点	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事	(より同種性の高い工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※6	2点 (1点)	2点
					担当技術者		1点 (0.5点)	
			同種性が認められる工事	(同種性が認められる工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※7	0.5点 (0.25点)	
					担当技術者		0.25点 (0.12点)	

項目	留意点等
※6	「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。
※7	競争参加資格の確認資料として提出のあった施工経験に基づいて評価を行う。 また、現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、当該工事の競争参加資格として求める資格を有し従事した同種工事の施工経験に限る。 国土交通省又は他省庁発注工事の施工経験の場合を優位に評価し、その他の工事の施工経験の場合は、その評価を1/2とする(表中()書き参照)。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項の政令で定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。 また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された工事については、港湾空港関係の工事に限る。

見
直
し

評価項目	評価内容			評価基準		注釈	配点	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事	(より同種性の高い工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※6	2点 (1点)	2点
					担当技術者		1点 (0.5点)	
			同種性が認められる工事	(同種性が認められる工事要件)	監理(主任)技術者 現場代理人	※7	0.5点 (0.25点)	
					担当技術者		0.25点 (0.12点)	

項目	留意点等
※6	「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。
※7	競争参加資格の確認資料として提出のあった施工経験に基づいて評価を行う。 また、現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、当該工事の競争参加資格として求める資格を有し従事した同種工事の施工経験に限る。 国土交通省又は他省庁発注工事の施工経験の場合を優位に評価し、その他の工事の施工経験の場合は、その評価を1/2とする(表中()書き参照)。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項の政令で定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。 また、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された工事については、港湾空港関係の工事に限る。

対象：令和8年4月以降公告工事

- ◆ 技術提案評価型や施工計画重視型において、公表している「オーバースペック等の理由により評価しない技術提案の事例の公表について（総合評価落札方式）」のうち監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の港湾空港関係において、過去に承諾願を提出し承諾されたものについては、承諾願及び承諾書を添付することで評価対象としてきた。
- ◆ 競争入札への参加機会の拡大を図るため、過去の承諾願および承諾書に限らず、**技術の履行に関する具体性および確実性を担保するものとして、申請者が過去に実施した工事に関して作成・提出し、かつ発注者が受理した施工計画書等の書類**についても、評価対象とすることで提出書類の緩和を図る。

(1) 緩和内容

オーバースペック等と判断される記述のうち、提出された技術が監督職員の承諾が必要な項目に該当する場合、“承諾願および承諾書”に加えて、“**技術の履行に関する具体性および確実性を担保する書類**”を提出することとし、これにより当該技術提案を評価対象とする。併せて、評価対象としない項目の明確化を図る。

(2) 対象工事

技術提案評価型および施工計画重視型

(3) 「技術の履行に関する具体性および確実性」を担保するための書類

地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の港湾空港関係が発注した工事における次の(ア)～(エ)に掲げるいずれかの書類で、入札参加者による**当該技術の施工実績**を確認できるもの

- (ア) 工事関係書類(指示書、承諾書等)
- (イ) 施工計画書(最終版)
- (ウ) 設計図書(特記仕様書、図面)(最終版)
- (エ) 履行報告書(最終版)

なお、入札参加者から上記書類の提出が確認できない場合、問い合わせを行う場合がある。

(4) 評価対象としない項目の追加

- ・ オーバースペック等と判断される記述がある場合
- ・ 技術提案の履行可能性の判断が出来ない場合
- ・ 設計図書で示す協議事項に該当するもの
- ・ 提案を履行することで第三者や周辺環境に悪影響を及ぼす可能性がある場合
- ・ 他機関等との協議・調整が必要となる場合
- ・ 関係法令に違反又は関連基準との不整合が生じる場合
- ・ 現場条件に適合しないと判断される場合

※赤字は新たな取り組みに該当する箇所

評価対象の表彰一覧

	表彰の名称	評価基準	留意点等
企業	優良工事表彰(局長、事務所長)	過去5か年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	<p>過去5か年のうち、「優良工事表彰」、「安全管理優良請負者表彰」、「優良工事等施工者(現場環境向上)表彰」、「技術開発に関する表彰」、「インフラDX大賞」については、当該期間内に完成・引き渡し完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。「コンクリート構造物品質コンテスト」は、コンクリート打設工事の申請時のみ評価の対象とする。</p> <p>「優良工事表彰」は、局長表彰:1点、事務所長表彰:0.5点、「コンクリート構造物品質コンテスト」は、特別優秀:1点、優秀及び入賞:0.5点とする。</p> <p>「工事成績評定優秀企業認定」について、プラチナカードの場合は上段、ゴールドカードの場合は下段()の加点点とする。</p>
	安全管理優良請負者表彰		
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰(旧名称:イメージアップ優良工事表彰)		
	技術開発に関する表彰		
	コンクリート構造物品質コンテストの表彰	過去5か年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)	
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)(旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5か年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡し完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無	
	工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日時点で有効な、近畿地方整備局(港湾空港関係)発注工事における「工事成績評定優秀企業」としての認定の有無	
下請の表彰	過去5か年(令和○年度から令和○年度)に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無		
配置予定技術者	優秀建設技術者表彰	過去5か年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引き渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	<p>「主任(監理)技術者等未経験者育成型」を適用し技術指導者を配置する場合は、技術指導者の実績で評価する。</p> <p>優秀建設技術者表彰については過去5か年のうち、1箇年でも表彰実績があれば評価する。また、過去5か年については、当該期間内に完成・引き渡し完了した工事であって、表彰された年度ではないことに注意すること。</p> <p>「優秀建設技術者表彰」は、局長表彰:○点、事務所長表彰:○点、「海外インフラプロジェクト技術者表彰」は、国土交通大臣賞:○点、奨励賞:○点とする。</p>
	海外インフラプロジェクト技術者表彰	「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により表彰された港湾空港関係の工事における表彰の有無	

※総合評価方式や試行内容によって適用の有無などが変わる可能性があるため、具体の表彰要件は入札説明書において確認すること。

対象: 令和7年4月以降公告工事

◆地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上9億円※(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。

※令和7年4月1日以降公告案件を対象

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級
- ・予定金額が5億円以上9億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ①地元中小企業の出資比率
- ②施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③技術提案または施工計画
- ④企業の能力等
- ⑤技術者の能力
- ⑥社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①:A等級、A等級(中小)
- ②:A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)(作業船ありの場合)

標準点 100点 <small>(施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)</small>	施工体制 評価点 30点	加算点 最大43点 <small>賞上げ加点措置3点含む</small> <small>(施工計画及び企業の施工能力等)</small>
地元中小企業評価点 6点	企業の能力等 5点	技術者の能力等 5点
地域貢献 4点	施工計画 20点	地元中小企業評価点 最大6点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価基準		配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	

対象: 令和8年4月以降公告工事

- ◆ 地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、予定価格が5億円以上9億円(WTO)未満の港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事において甲型特定JVでの参加を可能とするとともに、A等級の地元中小企業またはB等級の地元企業(以下、地元中小企業という)を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。
- ◆ JV代表者のみならず構成員が保有する作業船についても、「社会・地域貢献」の「作業船保有状況」において加点評価を行う試行を併せて実施する。
- ◆ なお、本試行の実施の有無については、評価基準表において明示する。

【概要】

(1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行工事。

(2) 対象工事

- ・ 港湾土木工事、空港等土木工事又は港湾等しゅんせつ工事のA等級
- ・ 予定金額が5億円以上9億円(WTO)未満

(3) 評価項目

評価項目として下記を設定。

- ① 地元中小企業の出資比率
- ② 施工体制
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ③ 技術提案または施工計画
- ④ 企業の能力等
- ⑤ 技術者の能力
- ⑥ 社会・地域貢献

(4) 代表者・構成員の組合せの範囲

工事の特性に応じて、下記①または②のどちらかを指定して発注する。

- ①: A等級、A等級(中小)
- ②: A等級、A等級(中小)、B等級

(5) 配点割合

下記を標準とする(I型(施工計画重視型)(作業船あり)の場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)	施工体制評価点 30点	加算点 最大43点 買上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)
		地元中小企業評価点 最大6点

「作業船保有状況」について、JV代表者及び構成員が保有する作業船(工事に使用する作業船のうち1隻)について、保有形態、新造時期、環境性能に応じて最大4点を加点する。

買上げ 3点
技術提案 20点
社会・地域貢献等 4点
技術者の能力等 5点
企業の能力等 5点
地元中小企業評価点 6点

43点

(6) 地元企業評価項目の評価方法

評価内容		評価基準	配点	
地元中小企業の出資比率	地元中小企業(単体、代表者が地元企業の場合も含む)の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上 (地元中小企業単体の場合を含む)	6点	6点
		地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
		地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	

地元企業活用審査型の試行

公共事業のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、元請及び1次下請企業が地元企業の場合の工事成績、下請表彰の有無、地元企業の活用比率を評価する「**地元企業活用審査型総合評価落札方式**」を試行する。

【概要】

(1) 対象工事(R8.1.1公告より拡大)

【旧】港湾土木工事のAランク(WTO案件除く)

【新】港湾5工種のAランク(WTO案件除く)

(2) 評価項目

地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価項目として下記を設定。

- ①元請及び1次下請企業の工事成績
- ②元請及び1次下請企業の下請表彰の有無
- ③地元企業(元請が地元企業の場合を含む)の活用比率
- ④施工体制(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ⑤技術提案または施工計画
- ⑥企業の能力等
- ⑦技術者の能力等

(3) 配点割合

下記を標準とする(SⅡ型の場合)。

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制評価点 30点	加算点 最大60点 (技術提案及び企業の施工能力等)	
			地元企業評価点 最大10点	
地元企業評価点 10点	企業の能力等 7点	技術者の能力等 7点	社会・地域貢献等 6点	技術提案 30点

(4) 地元企業評価項目の評価方法

(ア) 1次下請企業の工事成績(最大4点)

下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)すべてを対象とする。当該企業の同種工事における過去5力年の平均工事成績評定点が一定の点数以上であることを確約できる場合に加点。

(イ) 1次下請企業の下請表彰(1点)

下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)のうち1者以上を対象とする。過去5力年の近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係)の下請表彰の有無。

(ウ) 地元企業の活用比率(最大5点)

元請企業を含む地元企業の入札金額に対する予定活用割合に応じて加点。

地元作業船活用審査型の試行

地元作業船の活用を促進する取り組み(技術提案評価型S型(WTO除く) + 施工能力評価型I型が対象)

- 大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行。
- 工事の主要工種において、当該港の所在する府県内に本店を有する**地元企業が所有する主作業船(14船種)を活用する場合に加算点を付与。**

総合評価における加算点

『地元作業船の活用』の評価は、1.0点を満点とし、当該港の所在する府県内に本店を有している企業の**主作業船(港湾請負工事積算基準2-1-(15)に示されている14船種)**を活用する場合のみを加算の対象とする。

※主要工種の作業日数の30%以上活用すること。但し、作業船の仕様が多岐にわたる場合、複数工種を同時に活用する場合は、複数工種の合計作業日数の30%以上でも良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。

地元企業が保有する作業船の定義

- (1) 地元企業が100%自社保有する船舶
- (2) 親会社である地元企業が50%以上の株式を保有している子会社が100%保有する船舶
- (3) 地元企業の親会社と共有で100%保有する船舶及び地元企業がファイナンスリースする船舶

①ポンプ浚渫船	⑧固定起重機船
②グラブ浚渫船(硬土盤用含む)	⑨クレーン付台船
③バックホウ浚渫船	⑩杭打船
④リクレーマ船	⑪コンクリートミキサー船
⑤バージアンローダ船	⑫ケーソン製作用台船
⑥空気圧送船	⑬深層混合処理船
⑦旋回起重機船(非航・自航)	⑭サンドコンパクション船

企業の能力等	社会・地域貢献	地元作業船の活用	1点	5点
		地域内工事の施工実績	1点	
		災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	
		建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点	
		自主的社会的活動	1点	

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	1点
	該当なし	0

※不履行時は請負工事成績評定から5点減点

下請け施工実績の評価(港湾しゅんせつ工事の試行)

中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、グラブ浚渫船を使用した下請け施工実績を競争参加資格要件の「同種工事の施工実績」として認めるとともに、総合評価においても「同種工事の施工実績」の加対象とする。

ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は、元請け施工実績の1/2の評価とする。

(1) 対象工事

原則、A中小及びBランクにおける工種区分「港湾等しゅんせつ工事」(WTO 対象工事を除く)とする。

(2) 下請け実績を認める条件

発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」の元請け実績がない場合に、下請け実績を同種実績として認める場合は、以下のすべてを満足した場合である。

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること。
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること。
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有のグラブ浚渫船を使用したこと。

(3) 評価基準表(I 型(標準型)の例)

I 型(標準型)

I 型(標準型)(下請施工実績評価型)

評価項目	評価内容		評価基準	配点	
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事 ●●	3点 (1.5点)	
		同種性の高い工事 ▲▲	1.5点 (0.75点)		
		同種性が認められる工事 ■■	0点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	より同種性の高い工事 ●●	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)
				担当技術者	2点 (1点)
			同種性が認められる工事 ■■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)
				担当技術者	0.5点 (0.25点)

評価項目	評価内容		評価基準	配点	
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	より同種性の高い工事【元請】 ●●	3点 (1.5点)	
			より同種性の高い工事【一次下請】 ▲▲	1.5点 (0.75点)	
			同種性の高い工事【元請】 ■■	1.5点 (0.75点)	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	競争参加資格の確認のために提出された施工経験のうち、監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者としての施工経験を評価する。	同種性が認められる工事【元請・一次下請】 ■■	0点	
			より同種性の高い工事【元請】 ●●	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)
				担当技術者	2点 (1点)
			より同種性の高い工事【一次下請】 ▲▲	主任技術者	2点 (1点)
			同種性が認められる工事【元請】 ■■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)
担当技術者	0.5点 (0.25点)				
同種性が認められる工事【一次下請】 ■■	主任技術者	0.5点 (0.25点)			

競争参加資格の一部緩和 【施工実績の緩和(ブロック製作工事)】(1/2)

受注機会の確保及び競争環境の適正化の観点から、競争参加資格要件における施工実績を有する期間の撤廃及び総合評価における施工実績の緩和を行い、地元企業の活性化を図ることとする。

■対象工事:ブロック製作工事

※ただし他工事においても、地域の実情により適切な企業数が確保できない理由で、競争環境が整わない場合でも本試行を適用する場合がある。

■入札説明書の競争参加資格の変更イメージ

【現行の入札説明書】 過去15年間の実績  期間の制限なし 【緩和案の入札説明書】

(1) 平成〇年4月1日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

....

また、当該施工実績が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第5第2項に規定する工事成績評点表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工実績を有することとする。

....

....

(2)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

....

① 平成〇年4月1日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。

....

また、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工経験を有することとする。

なお、施工経験として記載した同種工事の工期に対して従事期間が短い場合については、工事の規模に関わらず、〇〇〇〇〇〇を製作した工種の70%以上の期間(変更があった場合は最終の実施工程を対象とする)従事していなければならない。

(1) ~~平成〇年4月1日以降~~、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。

....

また、当該施工実績が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」(平成21年3月31日付け国港技第105号の2)第5第2項に規定する工事成績評点表の評定点(以下「評定点」という。)が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工実績を有することとする。

....

....

(2)次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

....

① ~~平成〇年4月1日以降~~、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡し完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。

....

また、当該施工経験が地方整備局の発注した工事(港湾空港関係)に係る施工経験である場合にあっては、評定点が65点未満のものを除く。

・同種工事は、〇〇〇〇〇〇を製作した工事の施工経験を有することとする。

なお、施工経験として記載した同種工事の工期に対して従事期間が短い場合については、工事の規模に関わらず、〇〇〇〇〇〇を製作した工種の70%以上の期間(変更があった場合は最終の実施工程を対象とする)従事していなければならない。

■評価基準表の変更イメージ(I 型(標準型)の例)

【現行の評価基準表】

【緩和案の評価基準表】

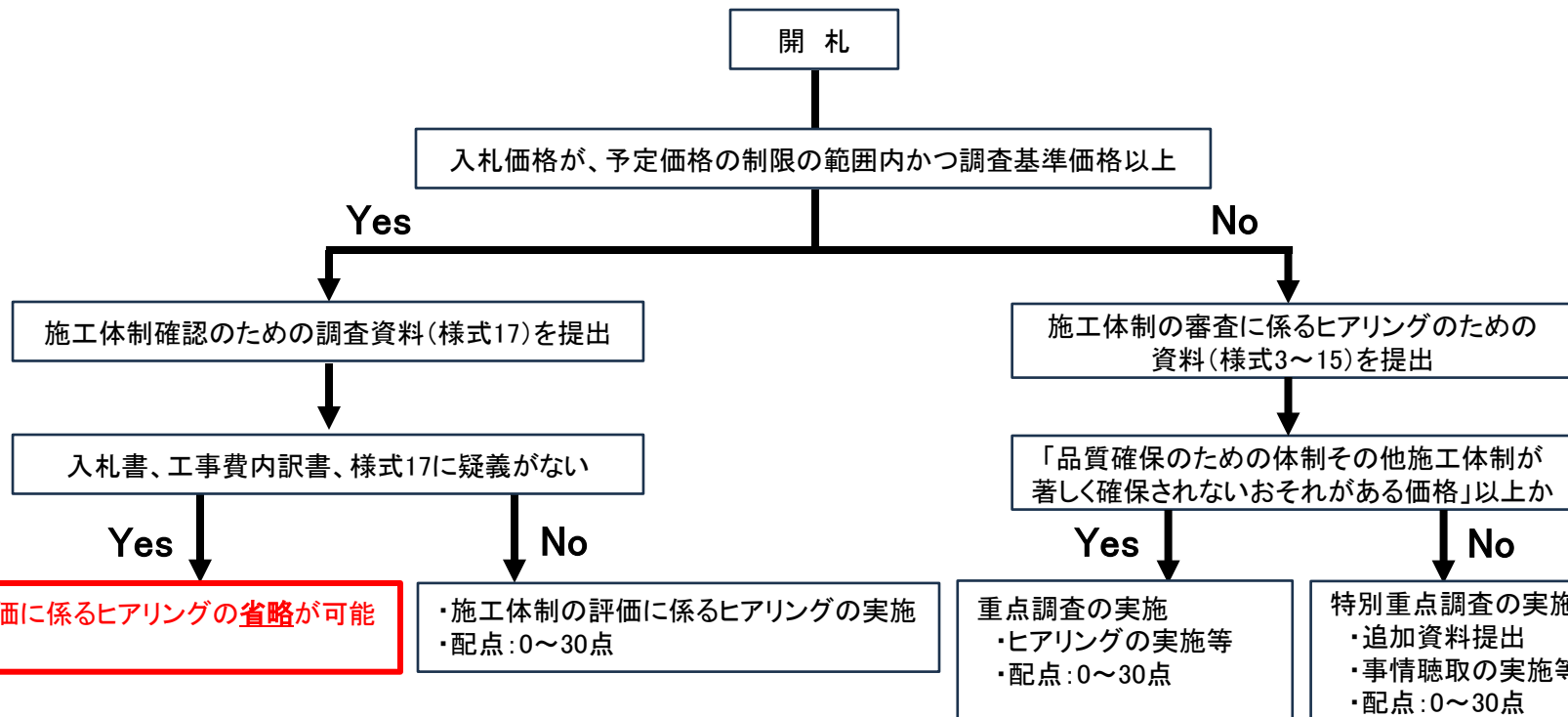
評価項目	評価内容		評価基準	配点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	(過去15年間)より同種性の高い工事	●●	3点 (1.5点)	3点
			(過去15年間)同種性の高い工事	▲▲	1.5点 (0.75点)	
			(過去15年間)同種性が認められる工事	■	0点	
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	80点以上		5点	5点
			78点以上から80点未満		4点	
			76点以上から78点未満		3点	
			74点以上から76点未満		2点	
			72点以上から74点未満		1点	
			70点以上から72点未満		0.5点	
			70点未満		0点	
					0点	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	(過去15年間)より同種性の高い工事	●	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)	4点
			●	担当技術者	2点 (1点)	
			■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)	
		(過去15年間)同種性が認められる工事	■	担当技術者	0.5点 (0.25点)	
				80点以上	6点	
				78点以上から80点未満	5点	
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した全地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	76点以上から78点未満		4点	6点
			74点以上から76点未満		3点	
			72点以上から74点未満		2点	
			70点以上から72点未満		1点	
			70点未満		0点	
					0点	
					0点	
					0点	

評価項目	評価内容		評価基準	配点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	競争参加資格の確認の際に提出のあった工事実績の工事量を施工能力として右記の条件により評価を行う。	(過去15年間)平成○年4月1日以降に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事 (16年以上前)平成○年3月31日以前に完成・引渡しが完了した同種性が認められる工事	■■	3点 (1.5点) 0点	3点
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	80点以上		5点	5点
			78点以上から80点未満		4点	
			76点以上から78点未満		3点	
			74点以上から76点未満		2点	
			72点以上から74点未満		1点	
			70点以上から72点未満		0.5点	
			70点未満		0点	
					0点	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	(過去15年間)より同種性の高い工事	■	監理(主任)技術者 現場代理人	4点 (2点)	4点
			■	担当技術者	2点 (1点)	
			■	監理(主任)技術者 現場代理人	1点 (0.5点)	
		(過去15年間)同種性が認められる工事	■	担当技術者	0.5点 (0.25点)	
				80点以上	6点	
				78点以上から80点未満	5点	
工事成績評定点		過去5カ年(令和○年度から令和○年度)に元請として完成・引渡しが完了した全地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の当該工事種別における工事成績評定点の平均点	76点以上から78点未満		4点	6点
			74点以上から76点未満		3点	
			72点以上から74点未満		2点	
			70点以上から72点未満		1点	
			70点未満		0点	
					0点	
					0点	
					0点	

施工体制の評価方法の変更

- ◆ 品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査・評価する「**施工体制確認型総合評価落札方式**」においては、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ調査基準価格以上で入札された場合、別紙2-Iで求める施工体制確認のための調査資料(様式17)の提出を求め、さらに電話による施工体制評価のためのヒアリングを実施してきた。
- ◆ 入札手続きの迅速化、受発注者双方における負担軽減を図るため、予定価格の制限の範囲内であり、かつ調査基準価格以上にあつて、**入札書、工事費内訳書、施工体制確認のための調査資料(様式-17)に疑義がないと判断される場合、施工体制の評価に係るヒアリングを省略が可能とし、施工体制評価点(30点)を配点**できることとする。
※工事の難易度・特殊性等に応じてヒアリングを実施する場合がある

■施工体制の評価フロー



建設コンサルタント業務等 (プロポーザル方式、総合評価落札方式)

業務チャレンジ型の評価項目の見直し(1/2)

- ・指名段階の考え方については現行のまま運用、ただし標準型1:2は配置予定技術者の同種要件を15年で設けるものとする。
- ・簡易型・業務能力重視型で適用⇒業務能力重視型、簡易型、標準型1:2で適用
- ・技術提案書評価時の配点を測量・調査、建設コンサルタント等で分けた上で見直し。(次頁参照)
- ・複数資格については、標準仕様と同じ考え方で配点。
- ・照査技術者の配点については、標準仕様と同じ考え方で配点。

■チャレンジ型適用業務の指名段階における要件緩和

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型		
					業務能力重視型	簡易型	標準型1:2
企業の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	有資格者名簿への登録	適/否	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	過去○年間(公示日まで)に完了した同種又は類似業務の実績の内容	適/否(10年)	適/否(15年)	適/否(15年)
				過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否	適/否	適/否
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	配置予定技術者の技術者資格	適/否	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去○年間(公示日まで)に完了した同種又は類似業務の実績の内容	適/否	-	適/否(15年)
				過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否	適/否	適/否

「標準型1:2」にも適用

企業の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和

技術者の同種・類似要件について過去10年から過去15年間に緩和

※「標準型1:2」については、業務の難易度を鑑みて、配置予定技術者要件にも同種要件(過去15年)を求める。

■チャレンジ型適用業務の技術提案書評価段階における要件緩和 (赤字が令和8年4月公告からの変更事項)

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(標準型1:2))

評価項目	評価の着目点			標準	チャレンジ型		
					測量・調査	建設コンサルタント等	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	8点	28点	36点
		専門技術力	業務試行技術力	同種又は類似業務の実績	8点	—	—
		情報収集力	地域精通度	当該地域の業務の実績	8点	28点	—
	成績・表彰	専門技術力	業務試行技術力	過去3ヶ年業務成績の平均値	36点	—	18点
				過去3ヶ年技術者表彰等	18点	—	—
	実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			42点	42点	42点
実施手順			21点	21点	21点		
工程計画			21点	21点	21点		
評価テーマ	的確性			82点	82点	82点	
	実現性			56点	56点	56点	
合計				300点	278点	276点	

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(簡易型))

評価項目	評価の着目点			標準	チャレンジ型		
					測量・調査	建設コンサルタント等	
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格	12点	9点	12点
		専門技術力	業務試行技術力	同種又は類似業務の実績	12点	—	—
		情報収集力	地域精通度	当該地域の業務の実績	12点	9点	—
	成績・表彰	専門技術力	業務試行技術力	過去3ヶ年業務成績の平均値	24点	—	6点
				過去3ヶ年技術者表彰等	12点	—	—
	実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度			38点	38点	38点
実施手順			17点	17点	17点		
工程計画			17点	17点	17点		
合計				144点	90点	90点	

技術提案書評価基準(総合評価落札方式(業務能力重視型))

評価項目	評価の着目点		標準	チャレンジ型
業務の理解度	実施上の留意点	履行上の留意点	30点	27点
		3点		
	実施手順		30点	30点
合計			60点	60点

【令和8年度からの更新箇所】

- ・標準型(1:2)を追加
- ・簡易型(1:1)の配点変更
- ・測量・調査と建設コンサルタント等の配点を区分。
- ・業務能力重視型は現行通り

※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する。
(全てのチャレンジ型に適用、個別配点があるのは業務能力重視型のみ)。

過去3年間の平均業務成績点の配点

●技術提案の評価段階における評価基準 配置予定技術者の配点

【R8.4公告以降改正】

・管理技術者及び、照査技術者については平均業務成績評定点の算出する対象を、現行の「管理技術者(照査技術者)及び、担当技術者の実績」から「管理技術者(照査技術者)の実績」に限定する。

【評価対象】管理技術者の評価を行う場合：**管理技術者の実績**

照査技術者の評価を行う場合：**管理技術者及び照査技術者の実績**

ただし、担当技術者の実績しかない場合は、担当技術者の実績で評価する。

・**令和8年4月公告以降の案件より配点の見直しを行う。**

令和8年4月公告以降の配点

成績評価区分	配点割合	2点満点	4点満点	6点満点	8点満点	9点満点	12点満点	16点満点	18点満点	24点満点	36点満点
①80点以上	100%	2.0	4.0	6.0	8.0	9.0	12.0	16.0	18.0	24.0	36.0
②79点	90%	1.8	3.6	5.4	7.2	8.1	10.8	14.4	16.2	21.6	32.4
③78点	80%	1.6	3.2	4.8	6.4	7.2	9.6	12.8	14.4	19.2	28.8
④77点	70%	1.4	2.8	4.2	5.6	6.3	8.4	11.2	12.6	16.8	25.2
⑤76点	60%	1.2	2.4	3.6	4.8	5.4	7.2	9.6	10.8	14.4	21.6
⑥75点	50%	1.0	2.0	3.0	4.0	4.5	6.0	8.0	9.0	12.0	18.0
⑦74点	40%	0.8	1.6	2.4	3.2	3.6	4.8	6.4	7.2	9.6	14.4
⑧73点	30%	0.6	1.2	1.8	2.4	2.7	3.6	4.8	5.4	7.2	10.8
⑨72点	20%	0.4	0.8	1.2	1.6	1.8	2.4	3.2	3.6	4.8	7.2
⑩71点	10%	0.2	0.4	0.6	0.8	0.9	1.2	1.6	1.8	2.4	3.6
⑪60点以上 ～71点未満	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●配点率での配点を廃止

●A評価(満点)は”80点以上”とし、変更なし。

●B評価は”71点～79点(1点刻み)”の9段階評価とし、等分配点とする。

●C評価(0点)は”60点以上71点未満”とする。

技術者の手持ち業務量を評価する試行(近畿試行)

【R8.4公告以降改正】

●技術者の手持ち業務量を評価する業務の試行

対象:総合評価落札方式(簡易型(1:1))の測量・調査業務 **R8年度に数件適用**

- ・「入札段階」の評価において、管理技術者の手持ち業務量の評価を試行する。なお、若手管理技術者の登用促進のための技術指導者を配置する場合は、技術指導者の手持ち業務量を評価する。
- ・手持ち業務量とは、公示日現在において、管理技術者または主任技術者、担当技術者となっている契約金額500万円以上の全ての業務(国土交通省以外の発注業務を含む。民間発注の業務も含む。ただし、下請け業務は含まない。)
- ・参加者から申告があった手持ち業務の契約金額及び件数で評価することを基本とするが、発注者においても港湾CALS等により内容を確認すること。なお、設計共同体として受注した業務の契約金額は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。
- ・虚偽の申告が判明した場合は、指名停止の措置を行う。

評価方法

公示日現在の手持ち業務の契約金額及び件数を下表のとおり評価する。

※但し、公告年度と契約年度が異なる業務(早期発注等)については、公告日現在を令和〇年(契約年を記載)4月1日現在に変更する。

評価	評価基準	加算点
A評価	全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円未満 かつ契約件数が2件未満	外数で 全体の10%
B評価	全ての手持ち業務の契約金額の合計が7千万円以上2億円未満 かつ 契約件数が5件未満 または 全ての手持ち業務の契約金額の合計が2億円未満 かつ 契約件数が2件以上5件未満	外数で A評価の1/2 (少数切捨)
C評価	上記以外	0

賃上げを実施する企業の評価(1/3)

対象: 令和8年4月以降公告工事

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う取り組みを開始。

1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての政府調達。

2 評価の項目

以下のいずれかを入札者が選択可能

- (1) 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を大企業3%以上、中小企業1.5%以上増加させる旨を従業員に表明。
- (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を大企業3%以上、中小企業1.5%以上増加させる旨を従業員に表明。

※ 中小企業等においては、「給与総額」でも可

3 評価の方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して総合評価における加算点を約3%相当以上加算。

加点にあたり評価者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。(但し、表明した賃上げが履行できなかった場合は減点措置有)

賃上げを実施する企業の評価(2/3)

対象: 令和8年4月以降公告工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

工事における配点内訳 賃上げ加点 (一例)

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		WTO (S型)	(SI型)	(SII型)	I型(施工 計画重視)	I型	II型
技術提案等	技術提案(テーマ)	60点	40点	30点	—	—	—
	施工計画	—	—	—	20点	—	—
企業能力	実績、成績、作業船保有等	—	10点	7点	7点	14点	14点
技術者能力	実績、成績、資格等	—	10点	7点	7点	14点	14点
地域貢献等		—	—	6点	6点	12点	12点
小計		60点	60点	50点	40点	40点	40点
賃上げを実施する企業に対する加点		2点 4点	2点 4点	2点 3点	2点 3点	2点 3点	2点 3点
合計		62点 64点	62点 64点	52点 53点	42点 43点	42点 43点	42点 43点

6.25%	6.25%	5.66%	6.98%	6.98%	6.98%
3.3%	3.3%	4.0%	5.0%	5.0%	5.0%

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲

▲ 5点	▲ 5点	▲ 4点	▲ 4点	▲ 4点	▲ 4点
▲3点	▲3点	▲3点	▲3点	▲3点	▲3点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。

※上記の合計は、ワークライフバランスの点数を除く

賃上げを実施する企業の評価(3/3)

近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

対象: 令和8年4月以降公告業務

業務における配点内訳 賃上げ加点(一例)

評価項目		技術点			
		標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	84点	72点	—
	技術提案(評価テーマ)	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	60点
小計		360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業に対する加点		11点 19点	9点 16点	5点 8点	2点 4点
合計		371点 379点	309点 316点	149点 152点	62点 64点

 3.1% ~~5.01%~~ 3.0% ~~5.06%~~ 3.5% ~~5.26%~~ 3.3% ~~6.25%~~

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲

~~▲20点~~
▲12点

~~▲17点~~
▲10点

~~▲0点~~
▲6点

~~▲5点~~
▲3点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。

※上記の合計は、ワークライフバランスの点数を除く。

(参考)令和8年度 港湾空港関係工事のタイプ別配点

施工能力評価型	II型	総合評価対象 40(30)					頂上実施企業に対する加算	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
		企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	2(1)			
	II型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30			頂上実施企業に対する加算			
		企業の能力等 20	地域・貢献等 10	1				
	I型	総合評価対象 40(30)					頂上実施企業に対する加算	()内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
	競争参加資格対象 施工計画(可・不可)	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	2(1)			
	I型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30			頂上実施企業に対する加算			
	競争参加資格対象 施工計画(可・不可)	企業の能力等 20	地域・貢献等 10	1				
	I型 (施工計画重視型)	総合評価対象 40					頂上実施企業に対する加算	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切性を求める必要がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合
	施工計画 20 20	企業の能力等 8 7	技術者の能力等 8 7	地域・貢献等 4 6	2			
I型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型)	総合評価対象 40					頂上実施企業に対する加算	斜体は作業船を使用する工事の場合	
	施工計画 20 20	地元企業の工事実績等 3 3 3	企業の能力等 3 3 5	技術者の能力等 6 6 5	地域・貢献等 2 2 4	2		
I型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型V工事)	総合評価対象 40					頂上実施企業に対する加算	斜体は作業船を使用する工事の場合	
	施工計画 20 20	地元中小企業の出資比率 6 6	企業の能力等 6 5	技術者の能力等 6 5	地域・貢献等 2 4	2		
I型 (施工計画重視型) (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	総合評価対象 40					頂上実施企業に対する加算	※ 海上・陸上工事を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
	施工計画 30	企業の能力等 2	技術者の能力等 4	地域・貢献等 4	2			
技術提案評価型	SII型	総合評価対象 50					頂上実施企業に対する加算	
		技術提案 30	企業の能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4	2		
	SII型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					頂上実施企業に対する加算	
		技術提案 30	地元一次下請企業の工事実績等 5	地元企業の活用状況 5	企業の能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4	
	SII型 (地元作業船活用審査型)	総合評価対象 50					頂上実施企業に対する加算	
		技術提案 30	企業の能力等 8	技術者の能力等 7	地域・貢献等 5	2		
	SII型 (チャレンジ型)	総合評価対象 40					頂上実施企業に対する加算	※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。
		技術提案 36	企業の能力等 2	技術者の能力等 2	2			
	SI型 (注1)	総合評価対象 60					頂上実施企業に対する加算	※ 技術提案評価型(SI型)においては、地域精通度・貢献等の評価は設定しない。
	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	2				
SI型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					頂上実施企業に対する加算		
	技術提案 30	地元一次下請企業の工事実績等 5	地元企業の活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	2		
S型-WTO (注1)	総合評価対象 60					頂上実施企業に対する加算	WL B	
	技術提案 60	2	1					
A型	総合評価対象 70					頂上実施企業に対する加算	WL B	
	技術提案 70	2	1					

◆上記は施工体制確認型総合評価落札方式適用工事(予定価格が1千万円を超えるもの=低入札価格調査対象)の配点割合である。
施工能力評価型(I型、II型)において、施工体制確認型ではない場合の配点は()を参照。

(注1)工事内容等により技術提案評価型(SI型)(技術向上提案)を適用することができる。

